



記者発表資料

令和4年1月17日
保健福祉局医療衛生部健康保険課
電話 245-5142 内線6070
保健福祉局高齢障害部介護保険管理課
電話 245-5063 内線6860
財政局税務部課税管理課
電話 245-5121 内線2418

国民健康保険料、介護保険料の賦課誤りについて

1 事案の概要

住民基本台帳上の本名とは異なる名称（通称名）を利用している一部の外国籍の方の課税情報の連携に漏れがあったため、前年所得を反映せず令和2年度及び令和3年度の国民健康保険料、介護保険料が賦課されたもの。

2 対象者数及び金額（全体の対象者11人）

（1）国民健康保険料の対象者 10人

増額になった方 7人 合計 115万4,410円

減額になった方 3人 合計 8万4,250円

（2）介護保険料の対象者 2人

増額になった方 2人 合計 8万6,760円

<参考>

両保険料に影響 1人 合計 45万4,100円

※この方が、増額の金額が最も多い方となります。

3 判明の経緯

令和3年12月下旬に市民から区役所に国民健康保険料についての問い合わせがあり、国民健康保険料、介護保険料に誤りがあることが判明した。

4 原因

税部門で、福祉部門とシステム連携できない一部の外国籍の方の課税情報リストを作成する際、該当者の抽出方法を誤り、令和2年度から、国民健康保険及び介護保険の担当課に送付すべき情報に漏れがあったもの。

5 今後の対応

速やかに対象となる被保険者に状況説明及び謝罪を実施し、増額の場合は追加納付書を送付する予定。

今後、このような事態が生じないよう、事務マニュアルを再整備するとともに、ダブルチェックを徹底していく。